



岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

●運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン(最終案)を提示 ●2018原発のない福島を！県民大集会 ●さようなら原発岩手県集会2018 ●青年部教研開催 ●日教組インクルーシブ教育討論集会 ●日教組第107回臨時大会 ●2018年度岩手高教組法律相談 ●36協定の締結確認-3月中に ●喜怒哀楽 ●高校会館奨学金への協力ありがとうございました ●クイズ前回の解答 ●4月の行事予定

スポーツ庁

「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」 (最終案) を提示

県教委

「部活動指導員の配置」を予算要求

8月に中教審から示された「学校における働き方改革に係る緊急提言」には、これまで日教組が超勤是正に向けて議論してきた内容の多くが盛り込まれました。その中のひとつに「部活動指導員の配置」があります。

3月13日、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の最終案を示しました。このあと、3月末までに最終決定するとしています。

【国のガイドラインの概要】



- ・部活動指導員の積極的な配置
- ・適切な休養日の設定（週あたり2日以上、およびオフシーズンの設定）
- ・平日2時間、休業日3時間程度の活動時間
- ・多様なニーズに応じた運動部の設置
- ・大会のあり方の見直し

県教委は、国のガイドラインが示された後に、岩手県としてのガイドラインを示すこととし、当面は昨年2月に通知した「高等学校における部活動休養日等について」の徹底を呼びかけるとしています。

また、緊急提言の内容を受けて、部活動指導員の18年度導入について、「県のめざす部活動指導員」を「教職員の勤務負担軽減に係る協議の場」（高教組と県教委の協議機関）に提示しました。高教組としては教職員以外の指導者が部活指導に入ることについては、指導の一貫性や事故防止・事故対応のあり方、引率にかかる事項等、不明確な部分が多いことから、県としてのガイドラインの早期作成を訴えました。当面は、部活指導員のあり方を規定している、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」に準ずることを確認しました。

【県のめざす部活指導員の概要】

- ・県立学校に31人配置（18年度は半数程度の高校に1人ずつの配置）
- ・将来的には1校あたり3人の配置
- ・報酬：週6時間勤務、年間35週、1,600円/時

県立学校の部活動指導員の配置については、全額県費負担で行うことを2月県議会に提案しています。「学校のニーズに合った指導員が地域にいるのか」「指導員を探す業務は誰が担うのか」「指導方針の一致が図れるか」等の課題はあります。県教委との協議を重ね、部活動指導員の活用によって長時間労働が解消され、教職員の負担が軽減されるよう、交渉を続けます。